

松江市告示第 179 号

松江市こうのとりの縁結び補助金交付要綱（平成 27 年松江市告示第 211 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この要綱において「医療保険各法」とは、<u>次</u>に掲げる法律をいう。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 この要綱において「一般不妊治療」とは、医療保険各法の規定による<u>検査、タイミング療法、排卵誘発法、人工授精(第三者からの精子の提供による人工授精を除く。)</u>等の不妊治療(体外受精、顕微授精、<u>男性不妊治療を除く。)</u>をいう。</p> <p>3 略</p> <p>(補助金の対象等)</p> <p>第 3 条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助対象経費、<u>補助金の対象期間</u>、補助金の額、補助金の<u>支払期</u>、補助事業者の範囲及び終期は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この要綱において「医療保険各法」とは、<u>次の各号</u>に掲げる法律をいう。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 この要綱において「一般不妊治療<u>等</u>」とは、医療保険各法の規定による<u>不妊治療(診断のための検査等治療の一環として実施される検査を含む。)</u>及び人工授精をいう。</p> <p>3 略</p> <p>(補助金の対象等)</p> <p>第 3 条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助対象経費、補助金の額、補助金の<u>期間</u>、補助事業者の範囲及び終期は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。</p>
略	略

補助金交付の目的	一般不妊治療__を受けている夫婦に対し、当該治療に要する費用の一部を助成することにより、当該夫婦の経済的負担の軽減を図り、当該治療を受けやすい環境づくりに資することを目的とする。
補助対象経費	産科、婦人科、産婦人科、泌尿器科又は皮膚泌尿器科を標榜する医療機関で支払った自己負担金_____（松江市に住所を有する期間に受けたものに限る。）
略	
補助金の額	補助金の額は_____、1年目は9万円を、2年目は4万5,000円を上限とする。ただし、 <u>1年目について、人工授精を除く検査、タイミング療法、排卵誘発法等は</u> 4万5,000円を上限とする。
略	
補助事業者の範囲	補助事業者は、次のいずれにも該当する者とする。 (1) _____松江市内に住所を有する夫婦(夫婦のいずれかが松江市内に住所を有するものを含む。)であること。 (2)・(3) 略
終期	令和5年3月31日

(補助金の期間の特例)

第4条 前条の規定にかかわらず、この補助

補助金交付の目的	一般不妊治療 <u>等</u> を受けている夫婦に対し、当該治療に要する費用の一部を助成することにより、当該夫婦の経済的負担の軽減を図り、当該治療を受けやすい環境づくりに資することを目的とする。
補助対象経費	産科、婦人科、産婦人科、泌尿器科又は皮膚泌尿器科を標榜する医療機関で支払った自己負担金 <u>及び人工授精(第三者からの精子の提供による人工授精を除く。)</u> に要した費用(松江市に住所を有する期間に受けたものに限る。)
略	
補助金の額	補助金の額は、 <u>補助対象経費とし</u> 、1年目は9万円を、2年目は4万5,000円を上限とする。ただし、 <u>1年目の補助対象経費が自己負担金のみ</u> の場合は、_____4万5,000円を上限とする。
略	
補助事業者の範囲	補助事業者は、次のいずれにも該当する者とする。 (1) <u>戸籍上婚姻関係にある</u> 松江市内に住所を有する夫婦(夫婦のいずれかが松江市内に住所を有するものを含む。)であること。 (2)・(3) 略
終期	令和4年3月31日

(補助金の期間の特例)

第4条 前条の規定にかかわらず、この補助

金の交付を受けた者が妊娠し、その後更に次の妊娠を希望して一般不妊治療__を開始した場合は、当該治療を開始した診療日の属する月から起算して 24 月間、補助金の交付を受けることができるものとする。
(補助金の申請等)

第 5 条 略

(1) 略

(2) 戸籍抄本又は事実婚関係に関する申立書(様式第 3 号)(初回の申請時に限る。夫婦がともに外国人である場合は、夫婦関係が証明できるもの。)

(3)～(5) 略

2 前項の規定にかかわらず、この補助金の交付決定を受けた者が同一の医療機関で一般不妊治療__を受ける場合は、同項第 1 号の証明書は省略することができる。
(補助金の期間の特例における申請等)

第 6 条 略

2 前項の規定にかかわらず、母子健康手帳の交付がなく、かつ、公簿等でも妊娠の事実確認ができない場合は、母子健康手帳の写しの添付に代えて申立書(様式第 4 号)を提出しなければならない。

様式第 1 号(第 5 条関係)

補助金交付申請書
略

申請者

氏名： _____
氏名： _____
略

金の交付を受けた者が妊娠し、その後更に次の妊娠を希望して一般不妊治療等を開始した場合は、当該治療を開始した診療日の属する月から起算して 24 月間、補助金の交付を受けることができるものとする。
(補助金の申請等)

第 5 条 略

(1) 略

(2) 戸籍抄本 _____
_____ (初回の申請時に限る。夫婦がともに外国人である場合は、夫婦関係が証明できるもの。)

(3)～(5) 略

2 前項の規定にかかわらず、この補助金の交付決定を受けた者が同一の医療機関で一般不妊治療等を受ける場合は、同項第 1 号の証明書は省略することができる。
(補助金の期間の特例における申請等)

第 6 条 略

2 前項の規定にかかわらず、母子健康手帳の交付がなく、かつ、公簿等でも妊娠の事実確認ができない場合は、母子健康手帳の写しの添付に代えて申立書(様式第 3 号)を提出しなければならない。

様式第 1 号(第 5 条関係)

補助金交付申請書
略

申請者

氏名： _____ 印
氏名： _____ 印
略

様式第 2 号 (第 5 条関係)

一般不妊治療__医師証明書

略

医療機関等

所在地

名称

医師

略

様式第 3 号 別紙のとおり

様式第 4 号(第 6 条関係)

妊娠に関する申立書

略

略

略

申立人住所

電話番号

申立人氏名

略

様式第 2 号 (第 5 条関係)

一般不妊治療等医師証明書

略

医療機関等

住所

名称

医師

略

㊞

様式第 3 号(第 6 条関係)

妊娠に関する申立書

略

略

略

申立人住所

電話番号

申立人氏名

略

㊞

<改正後>

様式第3号(第5条関係)

事実婚関係に関する申立書

年 月 日

下記2名については、事実婚関係にあります。
また、出生した子について、認知する意思があります。

①夫

住 所 :
氏 名 :

②妻

住 所 :
氏 名 :

※別世帯になっている理由(①と②が別世帯となっている場合には記入)

(あて先) 松江市長

(添付資料) 夫婦それぞれの戸籍謄本

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の松江市このとり縁結び補助金交付要綱に定める様式による用紙で、現に残存するものは、この告示の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。